

考
備

注意事項

- 取引の関係者から請求があつたとき、又は要事業主証明のときは、本証を提示すること。
- 全額が消滅されたとき、又は本証が失刻したときは、速やかに本証を返却すること。
- 3 事務業者の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸しし、又は譲り受けなければならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6ヶ月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。